

平成26年 3月11日

一般の中小企業退職金共済制度における
今後の付加退職金の取扱いについて（案）労働政策審議会
勤労者生活分科会
中小企業退職金共済部会

当部会は、一般の中小企業退職金共済制度において、累積欠損金が平成24年度に解消した中で、今後の付加退職金の取扱いについて検討を行ったところであるが、検討の結果取りまとめた当部会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 一般の中小企業退職金共済制度（以下「一般中退」という。）は、単独では退職金制度を設けることが困難な中小企業のための簡便で加入が容易な社外積立型の退職金共済制度であり、制度創設以来、多くの中小企業に活用され、その従業員に退職金を支給してきた。

このような性格を有する一般中退は、中小企業に退職金制度を確保するための中心的で重要な制度であり、今後とも、長期的に安定した制度として維持されていくことが必要である。

- 2 こうした中、一般中退における累積欠損金は解消したものの、過去には多額の累積欠損金が存在したところである。

累積欠損金が存在すれば、制度の財政的安定性という観点から、制度の信頼性を損ね、ひいては、加入者の減少を招くおそれもあり、今後の一般中退の運営に当たっては、累積欠損金の発生を防止するための取組が求められる。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等において、独立行政法人勤労者退職金共済機構は金融業務を行う法人として位置付けられるとともに、累積欠損金が生じないように、実効性あるリスク管理体制の整備等が求められていることにも留意する必要がある。

- 3 一方で、これまで一般中退においては、累積欠損金の計画的かつ早期の解消が重要な課題であったことを踏まえた対応を行ってきたところであるが、累積欠損金が解消した中で、一般中退において一定の利益が生じた場合には、累積欠損金の防止に向けた取組を行いつつ、付加退職金の支給を行うことも求められる。
- 4 以上を踏まえ、今後、一般中退における付加退職金の取扱いは以下のとおり行うことを基本とすることが適当である。
- (1) 今後、累積欠損金が直ちに生じることを防止するため、過去の実績を踏まえ、平成29年度までを目途に剰余金として3,500億円^(※)を積み立てることとし、毎年度の目標額（以下「単年度目標額」という。）は600億円とする。
 - (2) (1)を前提に、各年度で生じた利益の処理に係る基本的な取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を下回るときは、まず、当該利益の見込額のうち、単年度目標額に相当する額を控除し、残額を付加退職金に充てる。
 - ② 利益の見込額が単年度目標額の2倍に相当する額を上回るときは、当該利益の見込額の2分の1を剰余金として積み立て、残りの2分の1に相当する額を付加退職金に充てる。
 - (3) (1)及び(2)の取扱いについては、今後の剰余金の積立状況、資産運用状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを検討する。

(※) 平成19・20年度における金融情勢の急激な悪化による欠損金の発生を踏まえ、同様の金融情勢の想定の下で算定される累積欠損が発生しない剰余金の水準（責任準備金比9%）を、平成29年度末時点の責任準備金推定値（3兆9,000億円）に乗じたもの。

平成 2 6 年度の
付加退職金支給率について



厚生労働省発基0311第1号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の意見を求める。

平成26年3月11日

厚生労働大臣 田村 憲久

記

平成26年度に係る中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第2条第1項第3号ロ（1）の支給率を0.0182とすること。

付加退職金について

被共済者に対して支給される退職金 = 「基本退職金」 + 「付加退職金」

<基本退職金>

掛金月額及び掛金納付月数に応じた額

<付加退職金> (退職時に掛金納付月数が43か月以上の場合)

「計算月(注1)に退職したものとみなした場合の基本退職金の額に、計算月の属する年度に係る支給率(注2)を乗じて得た額」(各年度分)の合算額

(注1) 掛金納付月数が「43か月」又は「43か月+12か月の整数倍」となる月

(注2) 付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、次の式による率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとされている。

$$\text{平成26年度の支給率の基準} = \frac{\text{平成25年度運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき部分の額として算定した額(※1)}}{\text{平成26年度における仮定退職金額の総額(※2)}}$$

※1 平成25年度における一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の2分の1

※2 すべての被共済者が平成26年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位：億円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (安全率を加味 した見込み)
収入					
掛金収入等	6,217	5,198	5,631	6,309	5,459
運用収入等	4,294	4,668	4,909	3,612	3,649
その他	1,870	467	662	2,596	1,750
	53	63	60	101	60
支出					
退職金支出等	4,681	5,299	5,315	4,029	4,092
責任準備金等の増	4,307	3,829	3,797	3,820	3,725
運用費用等	312	1,178	1,466	159	314
その他	6	245	6	5	4
	57	46	46	45	49
当期損益金	1,536	△ 101	316	2,279	1,367
累積欠損金/累積剰余金	△ 1,956	△ 2,057	△ 1,741	539	1,906

(注) 平成25年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

平成25年度収支の見込みの算定について

1. 掛金収入、退職金支出等

平成25年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～平成26年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

2. 責任準備金額

1の推計結果から平成26年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

3. 運用収入

(1) 自家運用

平成25年12月末時点で保有している資産及び平成26年1～3月に購入予定の資産について、平成26年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

(2) 委託運用

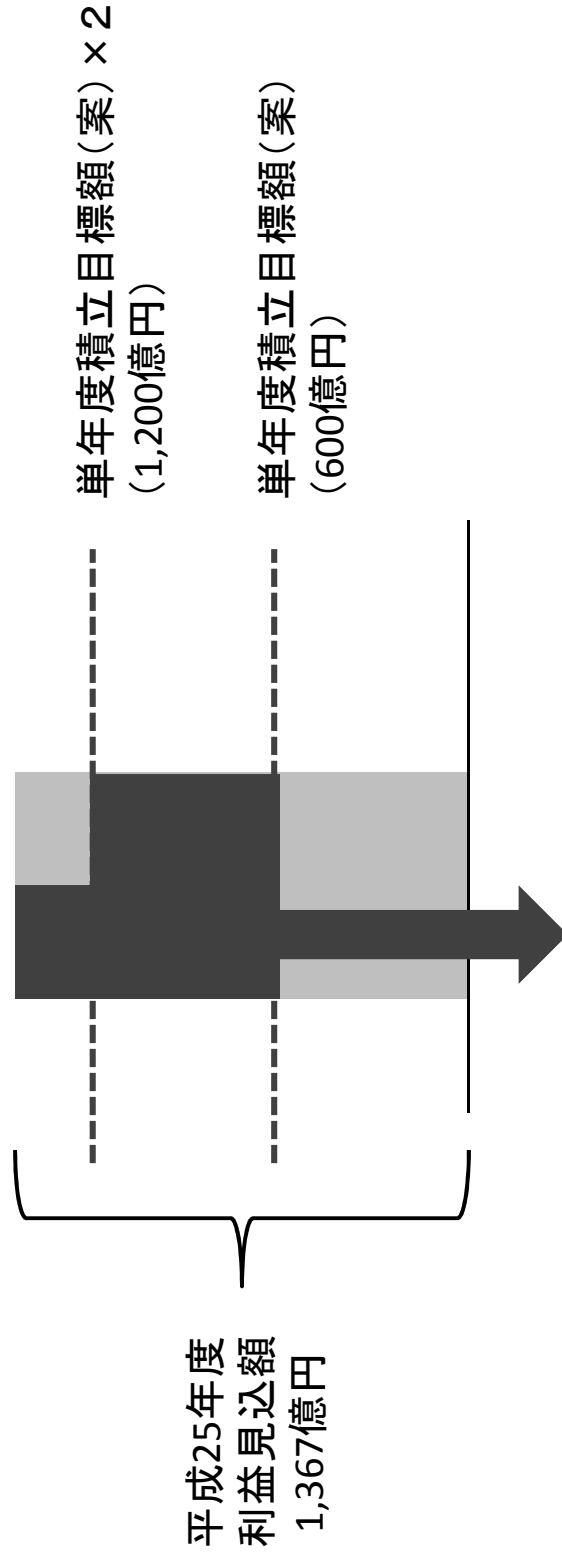
平成26年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率：資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。

3月の収益率：資産ごとの過去5か年のベンチマーク収益率の「平均値」及び「標準偏差」を用いて、
「3月の収益率」＝「平均値」－「標準偏差」×2
として、安全率を加味して推計した。

平成26年度の付加退職金支給率について

$$\begin{aligned} \text{平成26年度支給率(案)} &= \frac{68,366,817,108\text{円}}{3,752,094,188,385\text{円}} \\ &= 0.0182 \end{aligned}$$



平成26年度 付加退職金支給額: 1,367億円 ÷ 2 = 684億円

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示について

1. 中小企業退職金共済法施行令第 2 条第 1 号及び第 2 号の厚生労働大臣の定める率を定める件

退職金を分割して支給する場合は、退職金を支給する期間における予定運用利回り（年 1%）から算定された率に厚生労働大臣の定める率を加えたものを乗じて得た額を支給することとしており、本告示で当該率を定めるもの。 [0]

2. 中小企業退職金共済法第 13 条第 2 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

退職金を分割して支給する場合において、被共済者の死亡等の事由が発生したときは、残余の期間に応じて厚生労働大臣が定める利率を割り引いた上で、残余の額を一括して支給することとしており、本告示で 1 の率を基に当該利率を定めるもの。 [1%]

3. 中小企業退職金共済法第 28 条第 1 項の厚生労働大臣の定める率を定める件

過去勤務期間の通算の申出を行った共済契約者が納付する過去勤務掛金には、当該通算する期間における予定運用利回り（年 1%）から算定された率に付加退職金相当額として厚生労働大臣が定める率を加算した率を乗じることとしており、本告示で当該率を定めるもの。 [過去勤務期間に応じて 0.00~0.04]

4. 中小企業退職金共済法第 30 条第 2 項第 2 号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

特定退職金共済から中退共へ資産を移換した場合、当該資産に対し予定運用利回り（年 1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの（ただし、過去の経過措置適用者は除く）。 [1.67%]

5. 確定給付企業年金法附則第 28 条第 3 項第 1 号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

適格退職年金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年 1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [1.67%]

6. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

解散する厚生年金基金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年 1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [1.67%]

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示

- 1 中小企業退職金共済法施行令第 2 条第 1 号及び第 2 号の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成 25 年 4 月 1 日以後平成 26 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成 26 年 4 月 1 日以後平成 27 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 27 年 7 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第 1 号及び第 2 号の厚生労働大臣の定める率は、0 とする。

- 2 中小企業退職金共済法第 13 条第 2 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成 25 年 4 月 1 日以後平成 26 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成 26 年 4 月 1 日以後平成 27 年 4 月 1 日前に退職した被共済者であって平成 27 年 7 月 31 日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年 1 パーセントとする。

3 中小企業退職金共済法第 28 条第 1 項の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

過去勤務期間の年数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
率	平成 26 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0.00	0.00	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04	0.04
	平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0.00	0.00	0.00	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.03	0.04

4 中小企業退職金共済法第 30 条第 2 項第 2 号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 30 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、平成 26 年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年 1.67 パーセントとする。ただし、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 14 年政令第 292 号）第 10 条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における厚生労働大臣の定める利率は、年 0 パーセントとする。

5 確定給付企業年金法附則第 28 条第 3 項第 1 号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）附則第 28 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、平成 26 年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年 1.67 パーセントとする。

6 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の規定に基づき、平成 26 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 1.67 パーセントとする。